

静岡市議会 11月定例会 総括質問原稿

2025年12月3日
松谷 清

1. 気候危機対策と再生可能エネルギーの促進と規制について

アメリカ・トランプ大統領のパリ協定離脱により気候変動対策の再逆流がはじまる中、11月10日からブラジル・ベレンで開催されたCOP30は「脱化石燃料ロードマップ」を合意できず閉幕しました。日本はNGOから化石賞、誕生した高市政権はメガソーラー抑制、東京電力柏崎刈羽原発の再稼働が新潟県知事に容認されるなど電力の原発依存が拡大し、太陽光発電、再生可能エネルギーの流れが大きく後退する局面にあります。気候変動対策からは、ガソリン税・軽油引き取税の暫定税率廃止でなく炭素税としての組み換え、物価対策としては円安対策、賃上げが急務といえます。

改めて気候変動対策としてのCOP28における「再エネ3倍増」、COP29における「蓄電池6倍増」の国際合意の意義を再確認したいと考えます。こうした中、難波市長は仙台市の条例を参考にして、11月6日太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を環境審議会に諮問をしました。仙台市条例にはパリ協定が前文に書かれています（お手元資料）。難波市長は「世界の知と社会の大きな力」をモットーとされています。

そこで、

<1回目>

「1」太陽光発電について

1. 2050年カーボンニュートラルに向けて、太陽光や蓄電池、電気自動車、デジタルなどを活用した再エネの地産地消の重要性をどのように認識しているか。

<環境局長 答弁>

2050年カーボンニュートラルの実現には、エネルギー消費量の削減と、化石燃料由来の電力を再生可能エネルギーへ転換していくことが必要です。地域で発電した再エネ電力を、その地域で消費する「地産地消」は、温室効果ガス削減に加え、災害時のエネルギー確保や、電力購入による資金流出を防ぎ地域内で循環させることで、環境と経済の両立を図る重要な施策であると認識しています。静岡市は、日射量が全国トップクラスであることから、太陽光発電を非常に有望な再生可能エネルギーの供給手段として位置付けています。この強みを最大限活かすには、太陽光発電の導入拡大に加え、蓄電池や電気自動車を活用して地域の電力需給を調整することが重要です。さらに、デジタル技術を用いて発電・消費・蓄電の制御を最適化し、これらを組み合わせることで、地域全体で効率的なエネルギー利用を実現します。そこで、静岡市は企業と協働し、「清水駅東口」、

「日の出」、「恩田原・片山」の3エリアで、国内でも先駆的なモデルとなる「脱炭素先行地域」を整備し、太陽光発電による再エネ電力の地産地消を進めています。今後は、脱炭素先行地域のエリア拡張や、他地域への展開などを通じて、再エネ電力の地産地消をさらに拡大し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を一層加速していきます。

「2」 条例について

メガソーラー反対運動により県内 24 自治体も含め 300 の自治体で「太陽光や風力の規制を主眼とする条例」が制定されています。

1. 何故この時期に太陽光発電施設の条例を制定するのか。

＜環境局長 答弁＞

全国的に太陽光発電施設の導入が進む中、防災・環境・景観等への影響や地域住民とのトラブルが各地で顕在化している。近年、釧路湿原周辺でのメガソーラー開発による希少生物への影響などの問題が社会的に注目され、議論が一層高まっている。

本市でも同様の問題が一部で発生しており、今後は使用済太陽光パネルの大量排出への対応も大きな課題となる。

こうした状況を踏まえ、本市としては、このタイミングであれば、課題への対応が可能で、将来にわたり適正な事業実施が可能と判断し、より実効性のあるルールである条例を制定することにした。

2. 太陽光発電施設の条例は規制条例なのか、それとも、促進と規制を合わせた条例なのか。

＜環境局長 答弁＞

静岡市環境基本計画では、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギー拡大、とりわけ太陽光発電の普及促進を重要施策としている。

しかし、地域住民とのトラブルが顕在化する中で推進することは、市民の理解を得られず、普及の妨げになりかねない。検討中の条例では、事業計画の説明義務化や地域住民の理解促進を規定し、地域と調和した施設の適正導入と将来にわたる維持管理を目指す。この条例により、市民の理解を得て再生可能エネルギーの普及拡大を進めていく。

＜2 回目＞

「1」 太陽光発電について

太陽光発電は「エネルギーとお金と仕事の地産地消」の側面があり地域の自立に大きく貢献できます。

1. 静岡市の脱炭素先行地域における再エネ導入の進捗状況はどのようにになっているか。

＜環境局長 答弁＞

静岡市の脱炭素先行地域は、2027 年度までに3つのエリアで約 12,000kW の太陽光発電設備を導入する計画です。2024 年度末には約 8,000kW の設備が整備され、計画に対して約 65% の進捗となっています。さらに、2025 年度末には約 2,200kW の設備が追加整備され、進捗率は約 85% に達する見込みであり、導入は順調に進んでいます。なお、2024 年度末に国の「脱炭素先行地域評価委員会」が公表した中間評価では、全国の選定自治体において、多かれ少なかれ様々な課題が顕在化している中で、静岡市は「目標達成年度である 2030 年度を前倒して 2026 年度を目途に脱炭素先行地域の概ねの実現が見込まれる自治体」として、高く評価されています。

2. ペロブスカイトといった次世代型太陽電池に対する補助制度を作るべきではないか。

3. 太陽光発電に意欲示す法人や農家もあります。しかし、土地の紹介がないとのことです。ペロブスカイト太陽電池を活用したソーラーシェアリングを進めていくべきではないか。

＜環境局長 答弁＞

次世代型太陽電池であるペロブスカイトは、従来の単結晶太陽光パネルと比べて軽量で、曲げることも可能なため、耐震性や屋根形状の制約から設置が困難であった施設への導入が期待されています。現在、ペロブスカイトは、フィルム型や建材一体型などの薄膜型太陽電池として社会実験が進められていますが、耐久性や量産化などの技術的課題が残っているうえ、価格が定まっていないため、市場への本格的な普及には時間を要する見込みです。また、営農一体型のペロブスカイトによるソーラーシェアリングも、国内で実証実験が進められているものの、同様の課題があり、普及にはさらなる検証が必要です。2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、次世代型太陽電池の普及は重要であると認識しており、今後は国の制度や企業の開発動向、市場導入の状況などを注視しながら、補助制度の創設を含めた普及促進策を検討していきます。

「2」 条例について

1. 検討を進めている太陽光の条例にパネル等のリサイクルについてどのように盛り込んでいくのか。

＜環境局長 答弁＞

2030 年代後半以降、使用済み太陽光パネルの排出量が急増すると見込まれ、国では適正

な廃棄・リサイクルのための制度的枠組みの検討が進められているが、現時点では結論が出ていない。

また、リサイクルには再利用先の確保や費用が埋立てよりも高額となるといった課題がある。

このため、制定中の条例では、循環型社会形成推進基本法に基づき、発生抑制「リデュース」や再利用「リユース」を優先するという考え方を明確化する。具体的には、事業廃止時に設備が廃棄物とならないよう、他事業者による長期利用を優先し、困難な場合は再資源化「リサイクル」に努める方向で検討している。

今後も国の動向や技術開発を踏まえ、廃止施設が適正に使用又は処理されるよう検討を進める。

<3回目>

「1」太陽光発電について

環境エネルギー政策研究所の飯田哲也氏は、ペロブスカイトにはまだ課題ある、それよりビルの壁発電などN型太陽パネルを先ず拡大すべきと提言しています。太陽光発電の低価格化の中、FIT制度を活用しない太陽光発電が広がっています。

1. 再エネ特措法における再生可能エネルギー発電事業計画の認定権限を自治体に移譲することについてどのように考えるか。

<環境局長 答弁>

認定には、強風や積雪など自然条件に対する発電設備の構造上の安全評価や、電気事業法や森林法など複数の関連法令に係る手続の確認などが必要です。加えて、権限移譲により審査基準や運用に地域差が生じた場合、事業者の混乱を招き、制度の公平性や信頼性が損なわれるおそれがあります。そのため、これらを総合的に勘案し、事業計画の認定権限を自治体へ移譲することについては、慎重であるべきと考えます。